

松阪市阪内川スポーツ公園運動施設条例

改正後								改正前									
<p>(使用料の減免)</p> <p>第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 市又は市の執行機関（市が設置する附属機関を含む。）が主催し、又は共催するとき 全額免除</p> <p>(2) 市内の幼稚園、保育所、認定こども園、小学校又は中学校が教育活動又は保育活動のために使用するとき 全額免除</p> <p>(3) その他市長が特に必要と認めるとき 全額免除又は5割減額</p>								<p>(使用料の免除)</p> <p>第10条 市長は、市若しくは教育委員会が主催する場合又は市長が特に必要と認める場合は、使用料を免除することができる。</p> <p>2 市長が特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。</p>									
別表第1（第8条関係）松阪市武道館使用料								別表第1（第8条関係）松阪市武道館使用料									
使用区分				時間区分	①午前9時から正午まで	②午後1時から午後5時まで	③午後6時から午後9時まで	④午前9時から午後9時まで	使用区分				時間区分	①午前9時から正午まで	②午後1時から午後5時まで	③午後6時から午後9時まで	④午前9時から午後9時まで
武道館	入場等を徴しない場合	アマチュアスポーツのために利用する場合	第1道場	2,580	3,370	3,870	9,750	武道館	入場を徴しない場合	アマチュアスポーツのために利用する場合	第1道場	1,980	2,640	3,300	7,700		
			第2道場	2,580	3,370	3,870	9,750				第2道場	1,980	2,640	3,300	7,700		
			第3道場	2,580	3,370	3,870	9,750				第3道場	1,980	2,640	3,300	7,700		
	入場	アマチュアスポーツの場合	第1道場	12,900	16,850	19,350	48,750	武道館	入場	アマチュアスポーツの場合	第1道場	9,900	13,200	18,700	37,400		
			第2道場	12,900	16,850	19,350	48,750				第2道場	9,900	13,200	18,700	37,400		
			第3道場	12,900	16,850	19,350	48,750				第3道場	9,900	13,200	18,700	37,400		
入場	アマチュアスポーツの場合	第1道場	3,870	5,050	6,600	14,850	武道館	入場	アマチュアスポーツの場合	第1道場	4,400	6,600	8,800	19,800			
		第2道場	3,870	5,050	6,600	14,850				第2道場	4,400	6,600	8,800	19,800			

改正後							改正前								
料 等 を 徴 収 する 場 合	ために利用 する場合	第3道場	3,870	5,050	6,600	14,850	料 を 徴 収 する 場 合	ために利用 する場合	第3道場	4,400	6,600	8,800	19,800		
		その他の場 合	第1道場	37,410	48,860	56,110			141,370	その他の場 合	第1道場	28,600	37,400	49,500	110,000
			第2道場	37,410	48,860	56,110			141,370		第2道場	28,600	37,400	49,500	110,000
			第3道場	37,410	48,860	56,110			141,370		第3道場	28,600	37,400	49,500	110,000
	一般公開日における 個人使用	中学生以下	100	100	100	—	一般公開日における 個人使用	中学生以下	110	110	110	—			
		一般	200	200	200	—		15歳以上 (中学生を 除く。)	220	220	220	—			
	会議室		580	780	750	2,340	会議室		330	440	550	1,320			
	シャワー室(温水)		1人1回につき100				シャワー室(温水)		1人1回につき110						
	備考							備考							
	1 (略)							1 (略)							
2 (略)							2 (略)								
3 各道場の一部を使用する場合において、その使用面積が各道場床面積の2分の1以下の場合は、当該使用料の2分の1に相当する額(10円未満は、切捨てとする。)とする。							3 各道場の一部を使用する場合において、その使用面積が各道場床面積の2分の1以下の場合は、当該使用料の2分の1に相当する額(10円未満は、四捨五入とする。)とする。								
4 (略)							4 (略)								
5 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券又は資金募集その他名目のいかなを問わず入場について、直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。							5 会議室において、冷暖房施設を使用した場合の冷暖房使用料は、使用した時間(1時間に満たない時間は、1時間とみなす。)に150円を乗じて得た額とする。								
5 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券又は資金募集その他名目のいかなを問わず入場について、直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。							6 入場料等を徴収する場合とは、入場料、観覧料、寄附、入場券、招待券、優待券、整理券、会員券又は資金募集その他名目のいかなを問わず入場について、直接又は間接に金銭の支出を必要とする場合をいう。								

改正後			改正前		
別表第2（第8条関係）多目的グラウンド、テニスコート、ゲートボール場使用料 （単位 円）			別表第2（第8条関係）多目的グラウンド、テニスコート、ゲートボール場使用料 （単位 円）		
使用区分	時間区分	使用料	使用区分	時間区分	使用料
多目的グラウンド	午前9時から午後1時まで	2,640	多目的グラウンド	① 午前9時から正午まで	1,320
	午後1時から午後5時まで	2,640		② 午後1時から午後5時まで	1,760
テニスコート	午前9時から午前11時まで	970	テニスコート	1面 2時間につき	880
	午前11時から午後1時まで	970	ゲートボール場	午前9時から午後5時まで	無料
	午後1時から午後3時まで	970			
	午後3時から午後5時まで	970			
ゲートボール場	午前9時から午後5時まで	無料			
備考			備考		
1 時間区分を超えて連続して使用する場合は、それぞれの使用料の合計額とする。			1 多目的グラウンドを午前9時から午後5時まで使用する場合は、時間区分①及び②の額の合計額とする。		
2 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の使用料は、この表に定める使用料の20パーセント増（10円未満は、切捨てとする。）とする。			2 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の使用料は、この表に定める使用料の20パーセント増（10円未満は、四捨五入とする。）とする。		
3 本則第4条に定める使用時間を超えて使用する場合又は使用時間以外の時間帯に使用する場合は、ゲートボール場の使用者を除き、使用する時間（1時間に満たない時間は、1時間とみなす。）に480円を乗じて得た額とする。			3 時間区分を超えて使用した場合又は時間区分以外の時間帯に使用する場合は、ゲートボール場の使用者を除き、使用する時間（1時間に満たない時間は、1時間とみなす。）に440円を乗じて得た額とする。		